

## 富山家庭裁判所委員会（第17回）議事概要

### 1 開催日時

平成23年6月14日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者（五十音順，敬称略）

#### 【委員】

櫛橋直幸，佐々木外志，眞田寿彦，柴田秀樹，種部恭子，寺田嶺子，本多利光，三谷順子

#### 【ゲストスピーカー】

恒川哲二富山市福祉保健部長寿福祉課課長，東裕晴同課主事

#### 【事務担当者】

牧野事務局長，安藤首席家裁調査官，青木首席書記官，判治総務課長，川崎地裁総務課課長補佐，尾間地裁庶務係長

### 4 進行次第

#### (1) 委員長あいさつ

#### (2) ゲストスピーカーの紹介

#### (3) 議事

ア 「高齢化社会における家庭裁判所の役割について（成年後見制度を中心として）」

（ア） 成年後見制度の概要や事件数の推移等について

（イ） 富山市における成年後見制度利用支援事業について

イ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

#### (4) 次回テーマ

家事調停について（家事調停の実態と課題）

(5) 次回開催期日

平成23年12月5日（月）午後1時30分

以上

(別紙)

質疑応答及び意見交換

( 委員      ゲストスピーカー      事務担当者 )

身上監護を動機として後見開始等を申し立てるのは、具体的にどのような場合なのか。

施設への入所契約や施設料の支払い、介護サービスの契約などの法律行為を行う場合が推測される。

市長が申立てを行うのはどのような場合か。

事例としては、身寄りのない、判断能力が不十分な高齢者が、施設入所契約をする事例、判断能力が不十分な高齢者が親族から金銭をだまし取られた事例、高齢者が認知症でその子が知的障害者という事例などがある。

成年後見事件の「事件」という表現には違和感がある。

裁判所では、裁判所に申立てがあって審査する手続を「事件」と呼んでいる。何か問題があって「事件」と呼んでいるわけではない。

成年後見人に支払われる報酬の基準については、可能な限り、公表して欲しい。なお、報酬は全国一律の基準であるべきだと思う。

成年後見人の報酬算定の目安を公表するかどうか検討する。報酬の金額は、裁判官が、本人の財産の内容や、後見人が行った職務の内容等の事情を総合的に考慮して事件ごとに決定している。

行政は、任意後見制度を積極的にアピールして欲しい。

富山市ではパンフレットを作成するなどして、任意後見制度の周知に努めている。

成年後見事件が申立却下で終局するのは、具体的にどのような場合か。

鑑定の結果、本人に事理弁識能力があると判断された場合などである。

保佐開始や補助開始決定を受けたが、その後、本人の判断能力が低下して、後

見相当となった場合は、どうするのか。

後見開始の申立てを受け、精神鑑定等により、事理を弁識する能力を欠く常況にあると判断されたときは、後見開始の審判をする。

市民から、内科医作成の診断書で大丈夫かと聞かれることがある。

診断書は類型的な事項の診断に基づいて作成する書式になっており、内科医も十分に診断を下して作成でき、その診断書をもとに判断可能である。

富山市が実施している後見人報酬の助成は、市長が申し立てたものに限るのか。

本人が生活保護を受けている場合や、本人が生活に窮している場合には援助している。

成年後見制度は良い制度だと思う。この制度が活用されるように、裁判所はアピールして欲しい。

これまで以上に、制度の周知に努める。

富山市としても、成年後見制度利用支援事業の啓発活動に一層力を入れたい。